

大和証券保護預り・振替決済口座管理約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(反社会的勢力でないことの確約)</p> <p>第1条の2 (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(反社会的勢力でないこと並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与を行わないことの確約)</p> <p>第1条の2 (現行通り)</p> <p>2 お客様が、当社のサービスの利用を申込み場合、当社と有価証券の売買その他の取引等を行う場合又は当社のサービスを利用する場合は、次に掲げる事項を確約いただきます。当社に預け入れようとする資金についてお客様が①を確約いただけない場合、もしくはお客様が、②又は③のいずれかに該当する行為をした場合には、取引が停止され、又は通知により口座は解約されます。また、当社は、これにより生じたお客様の損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>①当社に預け入れようとする資金が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当しないこと。</p> <p>②組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリング又はテロリストへの資金供与を行わないこと。</p> <p>③日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと。</p> <p>3 前各項に関し、又はその他当社が必要と判断した場合において、当社は、お客様に対し、資産・収入の状況、取引の目的、業種、資金源その他当社が必要と判断した事項を確認するために情報提供を求めることがあります。</p> <p>(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)</p> <p>第41条の5 当社が、お客様による権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上場株券等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けた上場株券等の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。)としての権利を保全す</p>

現行	改正
	<p>るため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</p> <p>1 <u>当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする</u>こと</p> <p>2 <u>前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること</u></p> <p>3 <u>本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とする</u>こと</p> <p>4 <u>当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出す</u>こと</p> <p>5 <u>お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れる</u>こと</p> <p>6 <u>権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済</u>すること</p> <p>7 <u>第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除</u>すること</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権</u></p>

現行	改正
	<p>とを相殺するものとします。</p> <p>1 <u>破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき</u></p> <p>2 <u>解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき</u></p> <p>3 <u>租税公課の滞納により差押えを受けたとき</u></p> <p>4 <u>支払を停止したとき</u></p> <p>5 <u>本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が發送されたとき、又は当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が發送されたとき</u></p> <p>6 <u>手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p>7 <u>自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</u></p> <p>8 <u>書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき</u></p> <p>3 <u>第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。</u></p> <p>4 <u>お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</u></p> <p>5 <u>お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。</u></p> <p>6 <u>第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）</u></p> <p>7 <u>前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</u></p>

現行	改正
<p>(料金)</p> <p>第47条 当社は、保護預り口座又は振替決済口座（以下「口座」といいます。）を設定したときは、所定の料金を申受けることがあります。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 第2項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。</p> <p>1 第48条第3号から第8号により第2項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第2項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(料金)</p> <p>第47条 当社は、保護預り口座又は振替決済口座（以下「口座」といいます。）を設定したときは、所定の料金を申受けることがあります。</p> <p>2～3 (現行通り)</p> <p>4 第2項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。</p> <p>1 第48条第3号から第12号により第2項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第2項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額</p> <p>2 (現行通り)</p>
<p>(契約の解除)</p> <p>第48条 次に掲げる場合は、契約は解除になります。</p> <p>1～9 (省 略) (新 設)</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第48条 次に掲げる場合は、契約は解除になります。</p> <p>1～9 (現行通り)</p> <p>10 <u>お客様のいずれの口座においても金銭及び有価証券の残高がないまま相当な期間が経過し、かつ、当社がこの約款に基づく取引又はサービスの提供を停止する措置を取ったとき。</u></p> <p>11 <u>第1条の2第3項に定める、お客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を行わなかったとき。</u></p> <p>12 <u>お客様が犯罪による収益等の隠匿又は收受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取引の制限)</p> <p>第48条の2 <u>相当な期間、取引がない口座においては、当社は、お客様に通知することなく、入出金を含むお客様の取引又はサービスの提供の全部又は一部を停止又は制限することがあります。取引又はサービスの提供を再開するにあたり、当社は、お客様に対し、改めて本人確認に必要な事項、又は資産・収入の状況、取引の目的、業種、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。また、第1条の2第3項に基づき当社がお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を十分に行わない場合においても同様とします。</u></p>
<p>(免責事項)</p> <p>第50条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1～7 (省 略) (新 設)</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第50条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1～7 (現行通り)</p> <p>8 <u>この約款又は法令の定めに基づいて、取引又はサービスの提供が停止・制限され、もしくは取引内容が変更され、又は契約が解約されたことにより発生した場合</u></p>

現行	改正
附 則 この約款は、 <u>平成 28 年 1 月 1 日</u> より適用されます。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	附 則 この約款は、 <u>令和元年 7 月 16 日</u> より適用されます。 <p style="text-align: right;">以 上</p>